

第3章 住宅政策に関する基本的な方針について

骨子（案）

第3章

住宅政策に関する基本的な方針

1 住宅政策を推進していくことの意義

【見直しの視点】

現行の住宅マスタープランの”住宅政策を推進していくことの意義”を継承します。

ここで述べられている”意義”とは、住宅マスタープランの基本目標の実現に向けてあるべき姿を示したものであり、根幹をなすものであるため。

2 住宅政策を推進するにあたっての視点

【平成20～28年の間の変化】

- 区内の住宅数は世帯数を上回り、充足傾向にある。
- 区内の住宅のバリアフリー設備の有無の割合は、持ち家約7割、借家約3割である。
- 区内の住宅の最低居住水準未達率は5年前と比べてやや悪化している。単身世帯においてはより顕著である。
- 単身世帯は増加の一途にある。

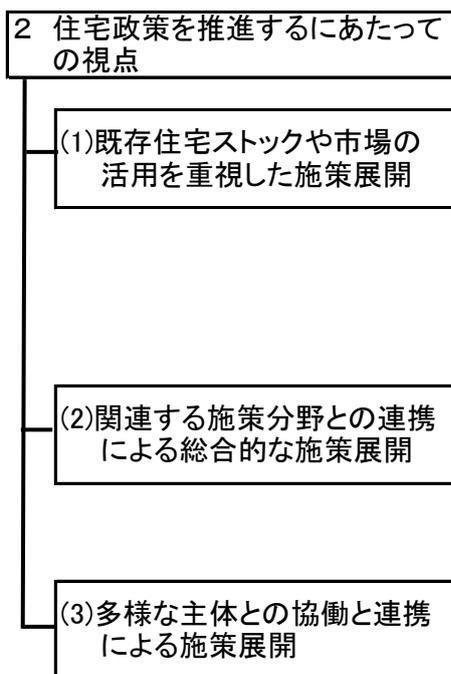
(住宅まちづくり審議会諮問審議検討資料<資料2><資料3><資料7><資料10><資料21>より)

【見直しの視点】

「住宅数の充足」他から	住宅性能の改善及び充実による長寿命化と居住ニーズに適した住宅ストック形成の必要性 ライフスタイルの多様化の進展にともなう住まい方の多様化への対応の必要性 住宅確保に困難を抱える世帯の増加と対応の必要性
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【見直しの方向性】

(第3次)



(第4次)

